

第7章 計画の実現に向けて

1. 計画の実現に向けて

○ 庁内の横断的連携

本計画は、全体構想に示す都市防災、まちづくり（市街地整備・都市施設）、公共交通といった各部門での取組が必要であり、庁内の横断的な連携を図ります。

○ 各種都市計画制度の活用

本計画に定めた方針に基づき、個々の事業や施策を検討する中で、必要に応じて都市計画の決定・変更を行うなど、適切な各種都市計画制度の活用を図ります。

また、公共交通等の本市のみの施策や個別対策で解決することが困難である課題については法定組織等を活用し、検討を進めます。

○ 協働のまちづくりの推進

本計画の実現に向けては、行政主体の取組と合わせて、必要に応じて市民や企業、市民公益活動団体等の多様な主体の意見を聞く場を取り入れることや、市民主体の取組の活発化を図るなど、各々が協力し合う協働のまちづくりを推進します。

○ 新技術を活用したまちづくりの検討

国が提唱する Society 5.0 の実現による高度情報化社会の到来を見据え、ICT・IoT、AIといった新技術を活用したまちづくりを検討します。

○ 計画の見直し

本計画は概ね 20 年後のまちの将来像を展望した計画ですが、進捗状況を管理しつつ今後の社会経済情勢の変化や上位計画及び関連計画等の見直し等を踏まえ、適宜見直しを検討します。